

2. 小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出の対象行為

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成を図るために必要な届出の対象行為は、下表の左欄の行為の区分に従い、右欄の規模に該当するものとする。

行為の区分	規模
1. 景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	<p>建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>高さ（増築にあっては、増築に係る部分の高さ）が5メートル又は建築面積（増築にあっては、増築に係る部分の床面積）が10平方メートルを超えるもの</p>
	<p>建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>変更に係る部分の高さが5メートルを超えるもの又は一壁面の変更面積（増築を伴うものにあっては、増築部分の壁面の面積を含む。）がその面の過半となるもの</p>
2. 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	<p>工作物（さく、垣、擁壁その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転</p> <p>高さ（増築にあっては、増築に係る部分の高さ）が1.5メートルかつ長さ（増築にあっては、増築に係る部分の長さ）が3メートルを超えるもの又は見付面積（増築にあっては、増築に係る部分の見付面積）が10平方メートルを超えるもの</p>
	<p>工作物（上記以外のもの。）の新設、増築、改築又は移転</p> <p>高さ（増築にあっては、増築に係る部分の高さ）が5メートル又は長さ（増築にあっては、増築に係る部分の長さ）が5メートルを超えるもの</p>
	<p>工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>上記の規模に該当するもので、変更面積（増築を伴うものにあっては、増築部分の面積を含む。）が全体の過半となるもの</p>

※高さについては、すべて地盤面からの高さとする。

(2) 行為の制限

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、下表のとおりとする。

①手宮鉄道施設地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市総合博物館の高さに配慮し、15メートル以下とする。
	連續性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連續性に配慮する。
形態・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・^{きりづま} [※]、^{よせむね} [※] 又は置屋根とする場合には、^{かわら} ^ぶ葺き又は金属板葺きなどとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・旧手宮鉄道施設に使用されているようなれんが又はれんがタイルなどを基調とするよう努める。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

②日本郵船地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 国の指定重要文化財である旧日本郵船株小樽支店に配慮し、14メートル以下とする。 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 旧日本郵船株小樽支店やその周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻^{きりづま}、寄棟^{よせむね}（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）又はマンサードなどとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや格子窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	・瓦葺き ^{かわらぶ} 又は金属板葺き ^ぶ などとする。
		外壁	・石、モルタル、木又はタイルなどを基調とするよう努める。
	色彩	屋根	・周辺の街並みに配慮し、低明度 [※] 、低彩度 [※] の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 	
工作物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。 	

③色内3丁目周辺地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、17メートル以下とする。 市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みの連続性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。[※]
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。[※]
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。^{けや}[※]
素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 瓦葺き^{かわらぶ}又は金属板葺き^ぶなどとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。

建築物	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

④小樽運河北地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 運河及び周辺の工場建築の創り出す景観に配慮し、17メートル以下とする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 運河及び周辺の工場建築と調和した形態意匠とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に[*]努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ[*]や縦長窓などを設置するよう努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[*]やランドマーク[*]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋^{けや}[*]などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[*]、低彩度[*]の色彩の使用に努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑤小樽運河南地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 運河周辺の倉庫群に配慮し、17メートル以下とする。 軒の高さは5メートル程度とする。
	連續性	<ul style="list-style-type: none"> 石造り倉庫などの歴史的建造物を中心とした街並みの連續性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連續性に配慮する。
形態 ・ 意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻^{きりづま}※^{こうばい}（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）などとし、運河周辺の石造り倉庫建築と調和した形態とするよう努める。 運河沿いの屋根勾配は、運河側への流れとするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化^{こうぱい}に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ^{こう}やランドマーク^{こう}となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺き^{かわらぶ}又は金属板葺き^{がねぶ}などとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・軟石、れんがなどを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
色彩		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑥小樽倉庫地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・旧大家倉庫などの歴史的建造物に配慮し、14メートル以下とする。 ・軒の高さは5メートル程度とする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・石造り倉庫などの歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻^{きりづま}※（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）などとし、周辺の石造り倉庫建築と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化^{こうせきか}に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ^{アイストップ}やランドマーク^{ランドマーク}となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物^{歴史的建造物}である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺きなどとする。<small>かわらぶ</small>
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・軟石などを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
色彩		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑦色内1・2丁目地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。[*] 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物[*]を中心とした街並みの連続性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻[*]、寄棟[*]（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[*]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ[*]や縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[*]やランダムマーク[*]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物[*]である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺き又は金属板葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・中央通沿いでは、1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 ・中央通沿い以外の範囲では、軟石などを基調とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
色彩	屋根		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[*]、低彩度[*]の色彩の使用に努める。
	外壁・腰		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑧日本銀行地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定有形文化財である日本銀行旧小樽支店に配慮し、17メートル以下とする。 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行旧小樽支店やその周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 市道浅草線沿い及び本通線沿いでは、^{ろく（りく）}陸屋根などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 市道浅草線や本通線沿いでは、歴史的建造物にある蛇腹^{じやぱら}を設けるなど単調な軒とならないよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 市道浅草線や本通線沿いでは、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ[※]や縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋^{けや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 市道浅草線及び本通線沿いでは、自然石などを基調するよう努める。 上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した素材とするよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他			<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑨堺町本通地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。[*]
	連續性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連續性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連續性に配慮する。
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻[*]、寄棟[*]（5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。）などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓、格子窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物[*]である石造り倉庫などに下屋[*]などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。

建築物	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦葺き又は金属板葺きなどとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・市道本通第2線（堺町本通り）沿いでは、軟石や木などを基調とするよう努める。 ・上記以外の範囲では、周辺の歴史的建造物と調和した素材とするよう努める。 ・金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
色彩	屋根		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度[*]、低彩度[*]の色彩の使用に努める。
	外壁・腰		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑩入船七差路（メルヘン交差点）地区

項目		基準							
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 登録歴史的建造物の周辺では、これらと調和した高さとする。 							
	連續性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連續性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連續性に配慮する。 							
形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 寄せむね[※]などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 							
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。 							
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化[※]に努める。 							
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。 							
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。 							
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{けや}[※]などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 							
	素材	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">屋根</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 自然石、れんがなどを基調とするよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。 </td></tr> </table>	屋根		<ul style="list-style-type: none"> 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。 		外壁		<ul style="list-style-type: none"> 自然石、れんがなどを基調とするよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
屋根									
<ul style="list-style-type: none"> 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。 									
外壁									
<ul style="list-style-type: none"> 自然石、れんがなどを基調とするよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。 									

建築物	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
		外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景[※]や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など		<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[※]に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など		<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑪三本木急坂地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、25メートル以下とする。 登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップ[※]やランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物[※]である石造り倉庫などに下屋^{げや}などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物[※]の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他		<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバー[※]などの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。

工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑫水天宮周辺地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・水天宮眺望地点から見て、堺町岸壁及び港内水面を極力遮らない高さとする。 ・水天宮からの眺望や周辺の緑、住宅を意識して低層建築物とするよう努める。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 ・この地区を特徴づけている石垣や石段などの保全に努める。

工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑬有幌・港町地区

項目		基準
建築物	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・ 意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 有幌倉庫群周辺では、残されている有幌倉庫群に配慮した形態とするよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋[※]など^{けや}を設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備[※]（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。

工 作 物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑭小樽築港地区

項目		基準
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 平磯公園眺望地点から見て、小樽港マリーナ及び港内水面を極力遮らない高さとする。 上記以外の範囲では高層化に努める。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
形態 ・意匠	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 壁面構成は、水平方向・垂直方向の分節化[※]に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマーク[※]となることを意識した形態・意匠とするよう努める。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度[※]、低彩度[※]の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。
その他		<ul style="list-style-type: none"> イルミネーションなど新しい都市のイメージにふさわしい演出に努める。 道路沿いでは、植栽などを行い緑化に努める。 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景[*]に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

⑯小樽駅前・中央通地区

項目		基準
建築物	連続性	
	形態・意匠	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の形態を踏まえ、[※]破風やドーマーなどのデザインに工夫を凝らし、周辺の街並みに配慮する。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・窓などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチ窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 ・2階以上の壁面の仕上げは、全面ガラス及びメタリック仕上げの金属パネルによるものは避ける。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

建築物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
工作物	さく、垣、擁壁など	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・別表2の「小樽歴史景観区域における色彩基準」による。

別表2 小樽歴史景観区域における色彩基準

①基調色（ベースカラー）

○小樽歴史景観区域（小樽築港地区を除く）

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [*]	明度 [*]	彩度 [*]
5R～YR～2.5Y (2.5Y含む)		0.5以上6以下とする
2.5Y (2.5Y含まない)～10Y (10Y含む)	3以上8以下とする	0.5以上4以下とする
10Y (10Y含まない)～10GY (10GY含む)		0.5以上3以下とする

○小樽築港地区

建築物等の外観（屋根を除く）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

使用する色相 [*]	明度 [*]	彩度 [*]
R、YR、Y	2以上とする	6以下とする
上記以外		4以下とする

②強調色（アクセントカラー）

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

◆色彩基準の数値について

色彩基準の数値は、日本工業規格Z8721に基づくマンセル表示系による。表示は、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（あざやかさ）の3つの属性によって色彩を表している。

例：5YR $\frac{3.5}{\text{色相}} \text{ } \frac{4}{\text{明度}} \text{ } \frac{4}{\text{彩度}}$